

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和7年6月3日（令和7年（行情）諮問第602号）

答申日：令和8年9月28日（令和8年度（行情）答申第603号）

事件名：「尖閣諸島」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書5」ないし「文書154」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年11月26日付け情報公開第02610号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

（2）（略）

（3）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和2年10月19日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求に対し、法11条に基づく開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の決定として4件の文書を特定し、開示とする決定を行い（令和2年12月28日付け情報公開第02032号。）、更に、最終の決定として150件の文書を特定し、130件を開示、20件を部分開示とする決定を行った（原処分）。

これに対して審査請求人は、令和3年12月22日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

2 対象文書について

本件対象文書は、別紙の2及び3に記載の154件である（原文ママ）。

3 不開示とした部分について

- (1) 文書13、文書20、文書145、文書146、文書153の不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、または、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、公表慣行があるものを除き、法5条1号に該当し不開示とした。
- (2) 文書50、文書51、文書65、文書76、文書88、文書134、文書142、文書154の不開示部分は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の対処方針の検討に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し不開示とした。
- (3) 文書40、文書42、文書47、文書48、文書55、文書56の不開示部分は、相手国関係機関との関係の有無に関する情報であって、公にすることにより、相手国との信頼関係が損なわれるおそれ及び今後当該機関からの協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し不開示とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、①特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める、（略）③一部に対する不開示決定の取消し、等主張している。①について、処分庁は、審査請求人が請求した内容に該当する行政文書を十分に探索して特定しており、文書の特定に漏れはない。（略）③について、処分庁は、上記3のとおり、対象文書の不開示理由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っている。

5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年6月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月23日 | 審議 |
| ④ 令和8年9月17日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言は、補正を経て「「尖閣諸島」（作成年月日1971年1月16日）」とされていることから、当該年月日に作成された行政文書ファイル「尖閣諸島」につづられた文書の開示を求めているものと解し、文書1ないし文書154を特定し、文書1ないし文書4（以下、併せて「先行開示文書」という。）につき先行開示決定（令和2年12月28日付け情報公開第02032号）を行い、文書5ないし文書154につき原処分を行った。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) 上記（1）アの文書の特定方法に問題はなく、上記（1）イの探索状況を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる部分について

当審査会において当該部分を見分したところ、特定の個人の氏名及び住所が記載されていることが認められる。当該部分は法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、一体として特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、尖閣諸島に係る我が国の個別・具体的な分析・評価並びに我が国の検討内容、対処方針及び具体的な対応振りが記載されている。これらを公にすることにより、我が国の情報関心及び情報収集能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、外務省の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあるとともに、中国との外交交渉を行う際に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、その記載内容は上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

そうすると、当該部分を公にすると、国の安全が害されるおそれがあるとともに、中国との外交交渉上支障を来すおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、情報提供者より内々に入手した情報の入手経路及び当該情報提供者を推察する手掛かりとなり得る情報が記載されている。当該部分を公にすることにより、外務省の情報入手経路及び情報収集手段の一端が推察され、悪意を有する相手方による情報操作ないし情報かく乱を容易にさせる可能性があるなど、国の安全が害されるおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、その記載内容は上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

そうすると、当該部分を公にすると、国の安全が害されるおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があ

ると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約3年5か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

「尖閣諸島」（作成年月日 1971 年 1 月 16 日）

2 先行開示文書

- 文書 1 在米中国人学生団体のデモ計画
- 文書 2 中国領土たる釣魚台防衛のための国民行動委員会
- 文書 3 中国領土たる魚釣島防衛宣言
- 文書 4 魚釣島事件のため海外同胞に告げるの書

3 本件対象文書

- 文書 5 在米中国人学生団体のデモ計画（昭和 46 年 1 月 25 日）
- 文書 6 在米中国人学生団体のデモ計画（メモ）（1 月 26 日現在）
- 文書 7 在米中国人学生団体のデモ（第 43 号）
- 文書 8 在米中国人学生団体のデモ（第 52 号）
- 文書 9 センカク列島（抗議書）（第 63 号）
- 文書 10 センカク列島（抗議書）（第 64 号）
- 文書 11 センカク列島（抗議書）（第 65 号）
- 文書 12 センカク列島（抗議書）（第 66 号）
- 文書 13 センカク列島（第 67 号）
- 文書 14 センカク列島（抗議書）（第 68 号）、ほか
- 文書 15 当館文化センターに対する学生デモ（第 73 号）
- 文書 16 センカク列島に関するデモ（第 76 号）
- 文書 17 当館文化センターに対する学生デモ（第 77 号）
- 文書 18 当館文化センターに対する学生デモ（第 75 号）
- 文書 19 当館文化センターに対する学生デモ（第 81 号）
- 文書 20 当館文化センターに対する学生デモ（第 79 号）
- 文書 21 センカク列島事件のはい景（第 85 号）
- 文書 22 中国系学生のデモ（第 9 号）
- 文書 23 中国人学生デモ（第 21 号）
- 文書 24 在米中国人学生団体のデモ（第 22 号）
- 文書 25 中国人学生デモ（第 16 号）
- 文書 26 在米中国人学生団体のデモ計画（第 33 号）
- 文書 27 在米中国人学生団体のデモ計画（第 8 号）
- 文書 28 在米中国人学生団体のデモ（第 10 号）
- 文書 29 在米中国人学生団体デモ（第 11 号）
- 文書 30 在米中国人学生団体のデモ（照会）（第 12 号）

- 文書 3 1 在米中国人学生団体のデモ計画（第 5 号）
文書 3 2 在米中国人学生団体のデモ計画（第 6 号）
文書 3 3 在米中国人学生団体のデモ（第 7 号）
文書 3 4 在米中国人学生団体のデモ（第 8 号）
文書 3 5 在米中国人学生団体のデモ計画（第 3 2 号）
文書 3 6 在米中国人学生団体のデモ計画（第 4 2 号）
文書 3 7 在米中国人学生団体のデモ計画（第 4 5 号）
文書 3 8 在米中国人学生団体のデモ（第 5 2 号）
文書 3 9 在米中国人学生団体のデモ（第 5 5 号）
文書 4 0 在米中国人学生団体のセンカク諸島問題に関するデモ計画
（第 1 3 号）
文書 4 1 在米中国人学生団体のセンカク諸島問題に関するデモ計画
（第 1 5 号）
文書 4 2 在米中国人学生団体のデモ計画（第 1 9 号）
文書 4 3 在米中国人学生団体のデモ計画（第 3 0 号）
文書 4 4 在米中国人学生団体のデモ計画（第 3 1 号）
文書 4 5 在米中国人学生団体のデモ計画（第 3 4 号）
文書 4 6 在米中国人学生団体のデモ（第 3 5 号）
文書 4 7 在米中国人学生団体のセンカク諸島問題に関するデモ計画
（第 1 2 6 号）
文書 4 8 在米中国人学生団体のデモ計画（第 1 8 3 号）
文書 4 9 センカク諸島の日本占有に反対する中国系学生のデモ（第
2 5 8 号）
文書 5 0 在米中国人学生団体のデモ（第 2 7 5 号）
文書 5 1 在米中国人学生団体のセンカク諸島問題に関するデモ計画
（第 1 8 号）
文書 5 2 在米中国人学生団体のデモ（第 4 5 号）
文書 5 3 在米中国人学生団体のデモ（国府の反応）（第 5 1 号）
文書 5 4 在米中国人学生団体のデモ（国府の反応）（台第 1 0 1 号）
文書 5 5 在米中国人学生団体による再度のデモ計画（第 8 9 号）
文書 5 6 ホンコンにおけるセンカク諸島に関するデモ（第 7 6 号）
文書 5 7 センカク諸島問題に関するギ外交部長発言（第 9 0 号）
文書 5 8 在米中国人学生団体の尖閣諸島問題に関するデモ計画（合
第 1 8 6 号）
文書 5 9 在米中国人学生団体の尖閣諸島問題に関するデモ計画（合
第 1 8 7 号）
文書 6 0 在米中国人学生団体の尖閣諸島問題に関するデモ計画（合
第 2 3 6 号）

- 文書 6 1 在米中国人学生団体のデモ計画（合第 2 4 5 号）
- 文書 6 2 在米中国人学生団体の尖閣諸島問題に関するデモ計画（合第 2 4 6 号）
- 文書 6 3 在米中国人学生団体の尖閣諸島問題に関するデモ計画（合第 3 1 6 号）
- 文書 6 4 在米中国人学生団体のデモ計画（合第 3 2 2 号）
- 文書 6 5 在米中国人学生団体のデモ計画（合第 3 2 7 号）
- 文書 6 6 在米中国人学生団体のデモ計画（合第 3 2 5 号）
- 文書 6 7 在米中国人学生団体のデモ計画（合第 3 2 6 号）
- 文書 6 8 在米中国人学生団体のデモ計画（合第 3 2 8 号）
- 文書 6 9 在米中国人学生団体のデモ計画（第 2 4 号）
- 文書 7 0 在米中国人学生団体のデモ計画（第 7 5 号）
- 文書 7 1 在米中国人学生団体のデモ計画（第 7 6 号）
- 文書 7 2 在米中国人学生団体のデモ計画（第 1 5 2 号）
- 文書 7 3 在米中国人学生団体のデモ計画（合第 3 7 3 号）
- 文書 7 4 在米中国人学生団体のデモ計画（合第 3 8 7 号）
- 文書 7 5 在米中国人学生団体のデモ計画（合第 3 8 9 号）
- 文書 7 6 在米中国人学生団体のデモ計画（合第 4 2 9 号）
- 文書 7 7 在米中国人学生団体のデモ計画（合第 4 3 0 号）
- 文書 7 8 在米中国人学生団体のデモ計画（合第 4 3 4 号）
- 文書 7 9 中国人学生デモ（第 4 2 号）
- 文書 8 0 在米中国人学生団体のデモ計画（合第 4 6 6 号）
- 文書 8 1 在米中国人学生団体のデモ計画（合第 4 8 7 号）
- 文書 8 2 在米中国人学生団体のデモ（第 4 5 号）
- 文書 8 3 在米中国人学生団体のデモ（合第 4 9 5 号）
- 文書 8 4 在米中国人学生団体のデモ（合第 4 9 6 号）
- 文書 8 5 尖閣諸島の日本占有に反対する中国系学生のデモ（合第 4 9 9 号）
- 文書 8 6 在米中国人学生団体のデモ（合第 5 0 1 号）
- 文書 8 7 在米中国人学生団体のデモ（合第 5 0 0 号）
- 文書 8 8 在米中国人学生団体のデモ（合第 5 4 0 号）
- 文書 8 9 在米中国人学生団体のデモ（合第 5 4 1 号）
- 文書 9 0 在米中国人学生団体のデモ（合第 5 5 2 号）
- 文書 9 1 在米中国人学生団体のデモ（第 1 0 号）
- 文書 9 2 在米中国人学生団体のデモ（合第 5 7 9 号）
- 文書 9 3 在米中国人学生団体のデモ（合第 5 7 8 号）
- 文書 9 4 在米中国人学生団体のデモ（合第 4 7 号）
- 文書 9 5 在米中国人学生団体のデモ（合第 5 7 6 号）

- 文書 9 6 在米中国人学生団体のデモ（合第 5 7 7 号）
- 文書 9 7 電信転報（在米中国人学生団体のデモ）（亜中合第 5 6 0 号）
- 文書 9 8 尖閣列島（抗議書）（合第 9 1 2 号）
- 文書 9 9 尖閣列島（抗議書）（合第 9 1 3 号）
- 文書 1 0 0 尖閣列島（抗議書）（合第 9 1 4 号）
- 文書 1 0 1 尖閣列島（抗議書）（合第 9 1 5 号）
- 文書 1 0 2 香港における尖閣諸島に関するデモ（合第 9 2 5 号）
- 文書 1 0 3 尖閣列島（合第 9 3 5 号）
- 文書 1 0 4 尖閣列島（抗議書）（合第 9 3 6 号）
- 文書 1 0 5 尖閣列島（合第 9 3 7 号）
- 文書 1 0 6 当館文化センターに対するデモ（合第 9 3 8 号）
- 文書 1 0 7 電信転報（尖閣列島（抗議書））（亜中合第 6 5 2 号）
- 文書 1 0 8 電信転報（尖閣列島（抗議書））（亜中合第 6 5 3 号）
- 文書 1 0 9 電信転報（尖閣列島（抗議書））（亜中合第 6 5 4 号）
- 文書 1 1 0 電信転報（香港における尖閣諸島に関するデモ）（亜中合第 6 5 5 号）
- 文書 1 1 1 電信転報（尖閣列島（抗議書））（亜中合第 6 5 6 号）
- 文書 1 1 2 当館文化センターに対する学生デモ（第 4 8 号）
- 文書 1 1 3 尖閣諸島問題（国民政府の回答）（合第 9 5 3 号）
- 文書 1 1 4 当館文化センターに対する学生デモ（第 4 9 号）
- 文書 1 1 5 電信事項（第 7 1 号）
- 文書 1 1 6 電信事項（第 7 2 号）
- 文書 1 1 7 電信事項（第 7 3 号）
- 文書 1 1 8 電信事項（第 7 9 号）
- 文書 1 1 9 電信転報（尖閣列島（抗議書））（亜中合第 6 7 1 号）
- 文書 1 2 0 電信転報（尖閣列島）（亜中合第 6 7 2 号）
- 文書 1 2 1 電信転報（当館文化センターに対する学生デモ）（亜中合第 6 7 3 号）
- 文書 1 2 2 電信転報（尖閣列島）（亜中合第 6 7 4 号）
- 文書 1 2 3 電信転報（当館文化センターに対する学生デモ）（亜中合第 6 8 1 号）
- 文書 1 2 4 電信転報（当館文化センターに対する学生デモ）（亜中合第 6 8 2 号）
- 文書 1 2 5 当館文化センターに対する学生デモ（合第 1 0 8 5 号）
- 文書 1 2 6 在米中国人学生による再度のデモ計画（合第 1 0 8 6 号）
- 文書 1 2 7 当館文化センターに対するデモ（昭和 4 6 年 2 月 2 7 日）
- 文書 1 2 8 尖閣列島事件の背景（合第 1 0 9 1 号）

- 文書 1 2 9 電信転報（当館文化センターに対する学生デモ）（亜中合第 7 0 4 号）
- 文書 1 3 0 電信転報（尖閣列島事件の背景）（亜中合第 7 8 0 号）
- 文書 1 3 1 当地学生会の尖閣列島問題に関する特異動向（報道）（香港第 2 8 9 号）
- 文書 1 3 2 公信転報（在米中国人学生団体のデモ（報告））（亜中合第 7 7 9 号）
- 文書 1 3 3 電信転報（当館文化センターに対する学生デモ）（亜中合第 7 8 1 号）
- 文書 1 3 4 在米中国人学生のデモ（合第 1 1 5 4 号）
- 文書 1 3 5 在米中国人学生のデモ（合第 1 1 5 5 号）
- 文書 1 3 6 当地中国人学生デモ（第 6 0 号）
- 文書 1 3 7 尖閣列島に関する抗議書等の送付（香港第 3 3 7 号）
- 文書 1 3 8 尖閣列島に関する学生デモ記事（報告）（第 3 8 3 号）
- 文書 1 3 9 当館に対する中国人学生デモの背後関係（情報）（香港第 3 7 7 号）
- 文書 1 4 0 当地の中国人学生デモ（ロス情第 9 9 号）
- 文書 1 4 1 当地中国人学生デモ（ロス情第 1 9 0 号）
- 文書 1 4 2 ハワイ中国同学会から佐藤総理あての書簡（亜中第 6 8 号）
- 文書 1 4 3 CHINESE STUDENTS ASSOCIATION OF HAWAII から佐藤総理あての書簡転送（第 1 4 6 号）
- 文書 1 4 4 在米中国人学生団体のデモ（報告）（香港第 3 2 4 号）
- 文書 1 4 5 在米中国人学生団体のデモ計画（市第 5 5 号）
- 文書 1 4 6 在米中国人学生のデモ計画（シ第 6 5 号）
- 文書 1 4 7 在米中国人学生団体のデモ（シ第 7 5 号）
- 文書 1 4 8 在米中国人学生団体のデモ（紐情第 1 5 7 号）
- 文書 1 4 9 在米中国人学生団体のデモ（紐情第 1 7 4 号）
- 文書 1 5 0 在米中国人学生団体のデモ（紐情第 2 0 3 号）
- 文書 1 5 1 在米中国人学生団体のデモ（桑総第 9 0 号）
- 文書 1 5 2 在米中国人学生団体デモ（報告）（市第 7 1 号）、ほか
- 文書 1 5 3 センカク諸島の日本領有に反対する中国系学生の抗議書（政第 8 1 8 号）
- 文書 1 5 4 尖閣諸島疑問擬答（在米中国人学生団体のデモ）（4 6 . 1 . 2 9）

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書13、文書20、文書145、文書146、文書153	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、または、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、公表慣行があるものを除き不開示とした。	法5条1号
2	文書50、文書51、文書65、文書76、文書88、文書134、文書142、文書154	公にしないことを前提とした我が国政府部内の対処方針の検討に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法5条3号、5号
3	文書40、文書42、文書47、文書48、文書55、文書56	相手国関係機関との関係の有無については、公にすることにより、相手国との信頼関係が損なわれるおそれ及び今後当該機関からの協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法5条3号、6号